第245号

奈良会議所ニュース

発行所：奈良市登大路町36番地2　奈良商工会議所　編集責任者：紺家　稔　印刷所　明新印刷㈱　1部50円
（講読料は会費に含む）

マル経推せん状況

（1月分）

金額　二八五〇万円　二件



2
1989

目次

消費税特集
新年度の景気を展望する
消費マインド堅調で4％増……2
倒産防止特別相談室……2
新年名刺交換会 430名が参加……3
華やかに交歓会―婦人会も新年会……3
消費税の仕組みと手続……4
青年部便り・友好倶楽部便り……9
経営雑感（競争の時代）……10
求職者情報・新会員紹介……11
消費税セミナー……11

確定申告

今月十六日から受付開始

無料相談を実施します

昭和六十三年分の確定申告は、今月十六日から受付が始まります。

当所中小企業相談所ではこの時期に合わせ、確定申告の無料相談を実施します。

確定申告による所得税の納期限は、三月十五日です。納期限を過ぎますと延滞税が掛かることにもなりますので、是非期限内に申告をお済ませ下さい。

期限間近になりますと、混雑しますので、出来るだけ早めに手続をお済ませになるようお願い致します。

詳細については当所中小企業相談所までお問い合せください。

TEL（〇七四二）㉖六二二一代

まごころこめて家づくり街づくり
土地建物分譲・仲介・賃貸
三和住宅株式会社
会長　小林茂市　社長　小林喬
本社　〒631　奈良市西大寺東町2丁目1番63号（近鉄西大寺北口前）　TEL0742（33）0561
大阪支店　〒543　大阪市天王寺区東高津町12番16号（上六ビル1階）　TEL 06（761）5550
高の原支店　〒631　奈良市右京1丁目4－1（サンタウン総合展示場内）　TEL0742（71）7000

営業種目
火災・自動車・傷害・賠責保険　ガン・痴呆介護・医療保険
第二電電特約店（長距離電話サービス）　関西テレメッセージ特約店（ポケットベル）　ゴルフ会員権売買斡旋
南都商事株式会社
〒630 奈良市登大路町36―2　奈良商工会議所4F
TEL 0742（26）6203　FAX 0742（27）1267
（南都銀行グループ）

奈良商工会議所中小企業相談所顧問
相談日・木曜日
特許・実用新案・意匠・商標の出願、審判、鑑定、外国出願
蔦田内外国特許事務所
弁理士 蔦田璋子　弁理士 工学士 法学士 蔦田正人　弁理士 小山広毅
大阪市東区瓦町2丁目9番地 ハラダビル8階（近鉄日本橋より地下鉄「堺筋本町」下車北へ200m東側）
電話　大阪（06）227－5535（代）　ファクシミリ（06）227－5538

総合企画・設計・監理
株式会社 桝谷設計
代表取締役 桝谷博行
本社及び奈良事務所　奈良市大宮町1丁目6番21号　TEL 奈良（0742）34－1461（代）
京都事務所　京都市中京区御池通御幸町亀屋町京都府旅館会館　TEL 京都（075）221－1632（代）

総合企画・設計・監理
株式会社 福本設計
代表取締役 福本毅平
○奈良事務所　TEL0742(34)2800代
奈良市大宮町6丁目4番地の21 〒630
○大阪事務所　○京都事務所

岡専印刷
（岡本専商株式会社）
代表取締役 岡本年郎
〒630 奈良市法蓮仲町1086 ☎0742-22-0940

あなたとなら大和路
奈良定期観光バス
お問合せ／定期観光営業所☎0742－22－5263　奈良交通

有限会社 あすか経営コンサルタント
新奈良パソコン・ワープロ教室
生産管理・販売在庫管理・財務・給与等のオフコン・パソコン導入指導、人事・労務管理、労働・社会保険等の相談実務の指導
パソコン・ワープロ教室、各種受託計算業務、ワープロ代行業務
（〒630）奈良市大宮町6丁目2－10 奈良タカタニビル3F　☎（0742）35－1259

ワードプロセッサの教育は！
オアシススクール
〒630 奈良市大宮町6丁目4-16　新大宮森田ビル3F
☎ 0742（35）1700（代）
★案内状・各種書類作成致します。
オアシス打鍵センター　☎0742(35)1706

新年度の景気を展望する
消費マインド堅調で4%増

昨一九八八年の先進国経済は予想以上の活況を呈し、株暴落後間もない一昨年暮の見通しはもとより、年央の上方修正見通しをも上回る平均四%にせまる経済成長を達成したと思われます。

さて今年の世界経済の中では、何といってもブッシュ新政権下、米国経済の動向が注目されます。今回の政権移行は同一政党間、しかも現職の副大統領が選挙戦を経て大統領に就任するなど記録づくめの出来事の中で実施されたため、まずきわめて順調に進みました。米国の景気自体は、今日なお七十五ヵ月に及ぶ平時として最長の拡大をつづけていますが、半面、連邦財政収支、対外収支の赤字といういわゆる〝双子の赤字〟はいぜんきわめて大きな規模で残っています。したがって新政権の最重要課題はこの赤字の是正に向けられることになります。こうした課題をかかえながら今年の経済は、これまで景気を牽引してきた輸出と民間設備投資が力不足となるため、実質成長率は昨年の三・九%から二・四%へ減速する見通しです。物価上昇も加速するため、インフレ色はかなり濃厚になる展開が予想され、したがって連銀はきつめの政策スタンスをとりつづけることになりましょう。

次に日本経済については、六十一年第四・四半期を底に景気上昇に転じて以来、当初は公共投資、民間住宅投資が景気を主導、これが徐々に舞台から退出すると代わって民間設備投資、個人消費支出が主役の座につくなど、需要要因が相互に好循環を生む展開となっています。この結果、六十三年度の経済成長率は、実質五・一%に達する見込みです。

こうして円高不況の下で、六十一年度に実質二・六%成長に鈍化したあと、六十二年度四・九%、そして六十三年度推定五・一%となかなか力強い成長をつづけることになります。こうした底堅い景気展開をもたらしている要因を考えてみますと、第一は企業のリストラクチャリング（再構築）にかかわる投資意欲の強さが注目されます。つまり円高の進展以降、わが国企業は最大限の合理化を進めると同時に、既存の製品・サービスの多様化、高付加価値化のほか、新製品・新商品の研究開発、新事業分野進出に関連した投資を積極的に行っています。こうした事業転換は短期に終了するものではないことから、持続的な投資拡大要因になると思われます。

第二の要因は個人消費支出に関するものです。つまり皆さんの家計においても、いささか抽象的な表現ですが、豊かさをベースとした消費構造が形成されつつあり、これが消費マインドを根強くさせていると思われます。

そこで今年度の経済ですが、以上に述べた基調的な強さの下で、当面景気が大崩れする懸念は少ないと思います。

まず個人消費については、耐久消費財ブームの鎮静化、株価や地価の高騰による資産効果の剝落、住宅建設のスローダウンが予想されるため、〝絶好調〟という状況は徐々に去っていくでしょう。半面、物価の安定、所得増をベースに消費マインドはひきつづき堅調に推移するため、結局、六十三年度の五・一%増に次いで、今年度も四%の伸びが見込まれます。

設備投資は前述のように企業の合理化、事業リストラクチャリングへの志向が根強いため、六十三年度一五・五%増、今年度八・六%増の拡大基調をたどることになりましょう。

今年度経済のもうひとつの特徴は、対外収支面で、これまでの対外黒字不均衡の是正が足踏みして、むしろ貿易黒字が再び増勢に転じる可能性が強いことです。したがって米国の新政権下、通商摩擦の一層の深刻化も予想されます。

最後に税制改革、とりわけ消費税導入に伴う影響ですが、いぜん〝弾力的運用〟など不透明な面が残っています。しかし基本的には減税先行で、好況下にある程度の価格転嫁が考えられるため、総じて景気に対してプラスに寄与するものと思います。

三菱総合研究所
総合調査部長
坂本俊造

倒産防止特別相談室

中小企業が倒産寸前の事態に直面した場合、倒産に伴う混乱を未然に防止するため、当所に『経営安定特別相談室』が設置されています。

当相談室は、商工調停士弁護士・税理士及び事務局で構成され具体的には次の事業を実施することにしています。

(1)不渡手形を出す恐れのある中小企業からの相談を受けて
①当該中小企業者の財務内容等の把握
②当面決済すべき手形の処理
③再建可能かどうかの検討及び再建方策の検討
④債権者・銀行等への協力依頼
(2)倒産関係法令（内整理・和議・会社整理・会社更正等）に関する相談・指導

◎当相談室についてのお問い合わせはTEL㉖六二二二㈹まで。

BEAUTIFUL SCENE
Photo
●ブライダル・フォト
●ファッション・ポートレート
●ステージ・フォト
●コマーシャル・フォト
■ファッション・ポートレートは本店ヒル4Fイメージスタジオで撮影。
photo studio W Watanabe
渡辺写真館
●本店／奈良市鶴福院町26（猿沢池南100m）TEL.(0742)22-3835・26-3344
●支店／近鉄奈良駅前支店（三和銀行ヒル2F）TEL.(0742)26-6660

新年名刺交換会
四三〇名が参加

当所、奈良経済同友会、当所友好倶楽部合同の新年名刺交換会は、先月六日午前十時三〇分より当所五階及び四階ホールにおいて開催された。

今回は、従来「年賀会」として実施していたものを諸般の情勢により名刺交換会として実施したもの。

交換会には、来賓の上田県知事、西田奈良市長ら四三〇名が集い「君が代」の斉唱で幕をあけた。

主催者を代表して挨拶に立った小林会頭は「コンベンション都市の実現、さらに内需主導型の経済構造を推進するため〝ふるさと創造産業〟の振興などを重点目標として、地域経済活性化のためさらに努力を続けていきたい」と年頭に際しての決意を披露。

また、上田知事、西田奈良市長、森本衆議院議員の各氏らが奈良経済の益々の飛躍を願った挨拶を披露した。

この後、古川同友会代表幹事による乾杯の発声で交歓に入った。

会場では、知り合いを見つけては挨拶を交わす光景が繰り広げられるなか、新年に向けての決意を誓い合った。

華やかに交歓も
婦人会新年会

当所婦人会恒例の新年会は、先月二十三日、旅館大文字において並川会長ら三十四名の出席により催された。

会は、「婦人会の歌」の合唱で始まり、並川会長のあいさつの後、来賓の近東副会頭が祝辞を披露。



この後、交歓会に入り、平成元年を迎え、婦人会として新らたな発展を誓い合った。

＝蠟梅句会一月例会＝
（婦人会）

お降りや睫濡れゐる神の鹿　山本マス子
おん祭外人バイト太刀かつぎ　横田万里子
さまざまの歳時記並べ寝正月　垣内千代
ストーブを囲みし海女のたばね髪　喜竹愛子
静けさに弔旗を仰ぐ星月夜　黒川和子
巳の三輪へ我が当り年初詣　近東静子
春小袖さくれし手の触れがたく　斉藤敏子
哀悼の記帳の列に冬の雨　豊澤千鶴江
人日や時雨るる闇に昭和遠く　並川寿子
郷に老ひ山焼きを見て春そこに　東口秀子
ベレー帽被りて夫の初詣　山口マサエ
病む犬に赤き首輪やクリスマス　野村秀子
訓練の犬左義長をふりむかず　大島民郎

◎会員だけの特典◎

新幹線エコノミーきっぷ

種類		新幹線エコノミーきっぷ	一般料金
大阪市内〜東京都区内	普通車	11,500円	13,100円
	グリーン車	14,200円	18,000円
京都市内〜東京都区内	普通車	11,500円	12,600円
	グリーン車	14,200円	17,500円

奈良商工会議所総務課 ☎㉖6222㈹

奈良商工会議所共済制度の一環として
安い掛金で高額保障の 生命共済制度
豊かな老後のために 終身年金プラン
受託会社 日本団体生命保険株式会社
お問い合せは 奈良商工会議所 TEL26-6222

奈良商工会議所特定退職金共済制度
―福利厚生は、まず『退職金制度』の確立から―
協栄生命
●奈良支社 〒630 奈良市高天市東町7 TEL 0742(23)5341(代)
●中央支部 0742(26)7369
●大宮支部 0742(34)6617

日帰りから海外旅行まで
読売旅行
YOMIURI TRAVEL
一般旅行業登録第91号
〒630 奈良市高天町18番地
国内旅行 0742(26)5555
海外旅行 0742(26)7777

acea 旅のお申し込みは LOOK
JTB 日本交通公社 奈良支店
〒630 奈良市西御門町28 北川ビル内（近鉄奈良駅タクシーのりば前）
☎0742(23)2525㈹ ●営業時間9:30〜17:30（日祝休）

消費税の仕組みと手続

四月一日から適用

この度、消費税法が創設され、平成元年四月一日以降に行われる商品の販売やサービスの提供などに対して、三%の消費税が課税されることになりました。

そこで、みなさまの参考にして頂くため消費税の概要について掲載することに致しました。（本稿は国税庁発行の「消費税の仕組みと手続」から転載したものです。）

詳細については、税務署の間税担当部門又は税務相談室にお問い合わせください。

パート1　消費税の性格

1消費に広く薄く課税

消費税は、消費に広く薄く負担を求めるという観点から、国内で行うほとんどすべての取引や保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象として、取引の各段階でそれぞれの取引金額に対して三%の税率で課税される間接税です。

2消費者に転嫁し、累積を排除

消費税は、事業者に負担を求めるのではなく、事業者が販売する商品やサービスの価格に上乗せされ、次々と転嫁され、最終的には商品を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担します。

また、生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、課税売上げに対する消費税額から課税仕入れに含まれる消費税額を控除し、税が累積しないような仕組みが採られています。

3納税事務の負担軽減措置等

事業者の事務負担等を配慮し、できるだけ簡素なものになるよう、次のような工夫がされています。

イ、基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が五億円以下の事業者については、課税売上高のみから納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

ロ、課税売上げに対する消費税額や課税仕入れに含まれる消費税額を計算する場合には、税額票のような特別な書類を必要とせず、帳簿上の記録や納品書、請求書等を基にして行います。

ハ、課税期間（個人事業者はその年、法人はその事業年度）の課税売上高が六、〇〇〇万円未満の事業者については、課税売上高に応じて本来納付すべき消費税額を軽減する限界控除制度が適用されます。

パート2　消費税の基本的な仕組み

課税対象は

税が課されるものを課税対象といいますが、消費税の課税対象は、国内取引と外国貨物とされています。

課税対象	
国内取引	国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供
外国貨物	保税地域から引き取られる外国貨物

商品の販売や自動車等のレンタル、理(美)容、印刷、運送、仲介、広告等のサービスの提供など対価を得て行う取引のほとんどが課税対象になります。

＊国内取引の課税対象は、対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に限られますから、無償で行われる資産の譲渡等は、課税されません。

＊代物弁済などのように金銭の授受を伴わない資産の引渡し（譲渡）であっても、何らかの反対給付のあるものは、対価を得て行う資産の譲渡等に含まれます。

＊次の場合には、課税対象とみなされます。

イ、個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合

ロ、法人が資産をその役員に対して贈与した場合

ハ、保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合

＊商品を試供品、サンプルとして無償で提供するものは、課税されません。

納税義務者は

税を納める義務のある方を納税義務者といいますが、消費税の納税義務者（課税事業者）は、取引の区分に応じ次のとおりとされています。

納税義務者	
国内取引	課税対象となる取引を行う個人事業者及び法人
輸入取引	課税対象となる外国貨物を保税地域から引き取る者

国、地方公共団体、公共法人、公益法人、人格のない社団等のほか、非居住者及び外国法人であっても、国内において課税対象となる取引を行う限り納税義務者になります。

事業者に限らず、消費者である個人が輸入する場合にも、納税義務者になります。

＊**納税義務が免除される事業者**

基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度をいいます。）の課税売上高が三、〇〇〇万円以下の事業者（免税事業者）は、その年又はその事業年度は納税義務が免除されます。

ただし、課税事業者となることを選択する旨の届出書を提出した場合には、納税義務者となることができます。

（注）基準期間の初日が施行日前であり、その期間における課税売上高の計算が困難な場合には、昭和六四年一月一日から平成元年二月二八日までの間における課税売上高に、6を掛けた金額をその基準期間の課税売上高とする



地域を育て　地域を伸す　商工会議所

消費税に係る説明会

当所では左記により消費税の説明会を開催します。

記

日時　二月二十八日(火)
　　午後一時～同五時
場所　当所五階大ホール
講師　大阪通産局、大阪国税局、公正取引委員会　担当者
　但し、一企業一名でお願いします。
　なお、改めて通知します。
※詳細については当所までお問い合わせください。　TEL㉖六二二一㈹

ることができます。

《課税売上高とは》

「消費税が課税される取引の売上金額（消費税額を除きます。）の合計額」から「その取引に係る売上返品、売上値引きや売上割戻し等に係る金額（消費税額を除きます。）の合計額」を控除した残額をいいます。

なお、「消費税が課税される取引」（課税売上げ）とは、商品の売上げのほか、機械、建物等事業用資産の売却、建物の賃貸、サービスの提供などをいい、土地の譲渡や貸付け、株式、債券の譲渡などの非課税取引は含まれません。

非課税となる取引は

次のものについては、消費税が課税されないこととされています。

1、国内取引

イ、土地の譲渡や貸付け（一時的に使用させるものは除きます。）

ロ、有価証券、支払手段（収集品及び販売用のものは除きます。）等の譲渡

ハ、貸付金や預金の利子、保険料等

ニ、郵便切手類、印紙、証紙の譲渡（特定の販売所での譲渡に限られます。）

ホ、商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡

ヘ、国、地方公共団体等が法令に基づき徴収する手数料等

ト、国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替業務等の手数料

チ、公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設医療等

リ、第一種社会福祉事業、保育所、助産施設等の事業

ヌ、学校教育法上の学校、専修学校、各種学校（修業期間が一年以上であること等の要件を満たすものに限られます。）等の授業料や入学・入園検定料

2、輸入取引

保税地域から引き取られる外国貨物については、有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等が非課税とされています。

免税となる取引は

消費税は、国内において消費される商品やサービスについて負担を求めるものですから、課税事業者が輸出取引や国際通信、国際運輸等のいわゆる輸出類似取引を行う場合には、消費税が免除されます（輸出免税）。

また、税務署長の許可を受けて輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合にも、消費税が免除されます。

輸出免税や輸出物品販売場における免税の適用を受けるためには輸出取引であることの証明書又は一定の方法により購入されたことの証明書の保存が必要です。

課税標準は

税額の計算の基礎となる金額等を課税標準といい、これに税率を掛けて税額を算出します。

消費税の課税標準は、取引の区分に応じ、次のとおりとされています。

課税標準	
国内取引	課税対象となる取引の対価の額（消費税額を除き、酒税、揮発油税等の個別消費税額を含みます。）
輸入取引	課税対象となる外国貨物の引取価額 ＝ 関税課税価額(C.I.F) ＋ 個別消費税額 ＋ 関税額

＊個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合には、その消費又は使用の時における資産の価額に相当する額（時価）が課税標準になります。

＊法人が資産をその役員に対して、著しく低い対価により譲渡した場合又は贈与した場合には、その譲渡又は贈与の時における資産の価額に相当する額（時価）が課税標準になります。

税率は

消費税の税率は三%です。ただし、普通乗用自動車（いわゆる中古自動車は除きます。）については、平成元年四月一日から平成四年三月三一日までの間、経過的に六%の税率が適用されます。

＊「普通乗用自動車」とは、長さが三三〇cmを超える乗用自動車、幅が一四〇cmを超える乗用自動車又は気筒容積が五五〇ccを超える乗用自動車で、四輪以上のもの（電気自動車を除きます。）をいいます。

納付税額の計算方法は

課税事業者の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が5億円以下である場合には、簡易課税制度を選択することにより、次の1のように簡便な方法で納付する消費税額を計算することができますが、簡易課税制度を選択しない場合や基準期間の課税売上高が5億円を超える場合には、次の2又は3により納付する消費税額の計算を行います。

1、簡易課税制度

基準期間の課税売上高が五億円以下の課税事業者が、簡易課税制度を選択する旨

羽蟻が出たらすぐ調査
新築家屋に予防処理を!!
◀保険付保証▶
白アリ
床下湿気取りのご相談承ります。
奈良県・奈良市職員互助会指定店　武田薬品特約店
※武田薬品が連帯保証致します
㈳日本しろあり対策協会正会員　㈳日本ＰＣＯ協会正会員
東洋木材防腐㈱特約店　近商ストア・ハンディマン特約店
奈良県知事登録62ね第229号―1
THS ㈱東洋ハウスサービス
奈良市般若寺町222―7
TEL 奈良(0742) 26-8156(代)(ハイコロ) FAX 奈良(0742) 27-3086
大きな安心　大きな信頼　商工会議所

の届出書を提出した場合には、課税期間（個人事業者はその年、法人はその事業年度）の課税売上高に対する消費税額の八〇％（卸売業者は九〇％）を課税仕入高に含まれる消費税額とすることができます。

したがって、この制度の適用を受ける場合には、課税期間の課税売上高のみを基礎として、次の算式により計算した消費税額を納付することになります。

（算　式）

納付する消費税額 ＝ 課税期間の課税売上高 × 0.6%（卸売業者は0.3%）

（注）卸売業者とは、課税期間の課税売上高に占める卸売業に係る課税売上高の割合が五〇％を超える事業者とされています。

2、課税売上割合が九五％以上の場合

その課税期間（個人事業者はその年、法人はその事業年度）の課税売上割合が九五％以上の場合には、課税仕入れに含まれる消費税額は全額控除できますので、納付する消費税額は、課税期間の課税売上高に対する消費税額から課税仕入高に含まれる消費税額を控除して算出します。

納付する消費税額 ＝ 課税期間の課税売上高 − 課税対象期間の課税仕入高に含まれる消費税額

《課税売上割合とは》

次の算式により計算した割合をいいます。

課税売上割合 ＝ 課税期間の課税売上高 / 課税期間の総売上高

（注）総売上高とは、「課税売上高」と「非課税取引の売上高」の合計額です。

《課税仕入高とは》

「消費税が課税される取引の仕入金額（消費税額を除きます。）の合計額」から「その取引に係る仕入返品、仕入値引きや仕入割戻し等に係る金額（消費税額を除きます。）の合計額」を控除した残額をいいます。

また、「消費税が課税される取引」（課税仕入れ）とは、商品の仕入れのほか、機械等の事業用資産の購入、建物の賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービスの提供を受けることなどをいいます。

なお、免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れは、課税仕入れに含まれますが、土地の購入や賃借、株式や債券の購入、支払利子、給料、保険料などの非課税取引等は含まれません。

＊消費税込みの金額で経理している場合には、課税売上金額及び課税仕入金額に3/103を掛けて、消費税額を計算します。

＊消費税法では、所得税法や法人税法のように費用収益対応の原則という考え方は採られていませんから、課税仕入れに含まれる消費税額は、その課税仕入れを行った課税期間において全額控除の対象とします。

3、課税売上割合が九五％未満の場合

その課税期間の課税売上割合が九五％未満の場合には、課税仕入れに含まれる消費税額のうち課税売上げに対応する部分の消費税額が控除されます。したがって、この場合には、次の個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法により、「控除する消費税額」を算出し、この税額を課税売上高に対する消費税額から控除して納付する消費税額を算出します。

(1)個別対応方式

課税期間における課税仕入高に含まれる消費税額を、

イ、課税売上げにのみ要するもの（例・商品の仕入代金の消費税額）

ロ、非課税売上げにのみ要するもの（例・土地売却手数料の消費税額）

ハ、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの（例・課税売上げと非課税売上げのある事務所の電気代、水道代の消費税額）

に区分した上、次の算式により計算した消費税額を課税売上高に対する消費税額から控除します。

控除する消費税額 ＝ イの消費税額 ＋ （ハの消費税額 × 課税売上割合）

＊税務署長の承認を受けている場合には、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」によることができます。

(2)一括比例配分方式

課税期間の課税仕入高に含まれる消費税額に課税売上割合を掛けて計算した金額を課税売上高に対する消費税額から控除します。

控除する消費税額 ＝ 課税仕入高に含まれる消費税額 × 課税売上割合

4、限界控除制度（納付税額の軽減措置）

課税期間（個人事業者はその年、法人はその事業年度）の課税売上高が六、〇〇〇万円未満の課税事業者については、前述の1、2又は3の方法により算出した「納付する消費税額（本来納付すべき消費税額）」が課税売上高に応じて軽減されます。この場合には、次の算式により計算した消費税額を納付することとなります。

（算　式）

納付税額 ＝ 本来納付すべき税額 ×（課税期間の課税売上高 − 3,000万円）/ 3,000万円

＊例えば、課税期間の課税売上高が四、〇〇〇万円の課税事業者は、本来納付すべき税額の3/5を、五、〇〇〇万円の課税事業者は2/3を納めればよいことになります。

＊課税期間の課税売上高が三、〇〇〇万円未満の場合には、前の算式の「課税期間の課税売上高」は三、〇〇〇万円とみなされますので、納付税額はゼロとなります。

＊簡易課税制度を選択している課税事業者でも、課税期間の課税売上高が六、〇〇〇万円未満であれば、前の算式によって本来納付すべき消費税額が軽減されます。

◈記帳・帳簿の保存は◈

課税事業者は、帳簿を備え付け売上げ、仕入れ、返品等について①取引先名、②取引年月日、③取引内容、④取引金額等をこれに記載し、かつ、この帳簿を7年間保存しなければなりません。また、帳簿はこれらの記載事項を満たすものであれば、所得税や法人税における帳簿書類でも差し支えありません。

◈その他◈

1、消費税の納税義務の成立時期

(1) 消費税の納税義務は、課税対象となる資産の譲渡等を行った時に成立します。

(2) 所得税法や法人税法に規定する割賦基準、延払基準、工事進行基準によって収益を計上している場合には、これらの基準によって収益の計上を行う時を、資産の譲渡等の時期とすることができます。

(3) 所得税法上、現金主義による会計処理が認められている青色申告者については、消費税においてもその処理方法が認められます。

2、主な経過措置

(1) 消費税法の施行日前に契約され、適用日（平成元年四月一日）以後に引き渡される工事等の請負契約等については、消費税は課税されません。

(2) 適用日前に領収している旅客運賃、入場料金等で、その乗車又は入場等が適用日以後に行われる場合には、消費税は課税されません。

(3) 適用日前から継続して供給される電気、ガス、水道水及び電話等の料金で、適用日から平成元年四月三〇日までの間に確定する料金については、消費税は課税されません。

以上のほか、施行日前の契約に基づき、適用日前に対価を領収している金額を課税売上高に対する消費税額から控除します。

控除する消費税額 ＝ 課税仕入高に含まれる消費税額 × 課税売上割合

パート3　申告と届出等の手続

◈申告・納付の手続は◈

1、国内取引の場合

課税事業者は課税期間の末日の翌日から2か月以内（個人事業者は二月末日、三月決算法人は五月末日まで）に、所轄の税務署長に確定申告書を提出し、確定申告書に記載した消費税額を納付します。

また、課税期間開始の日以後六か月を経過した日から二か月以内（個人事業者は八月末日、三月決算法人は十一月末日まで）に、中間申告と納付を行うこととされています。

なお、中間申告と納付は、直前の確定申告書に記載した消費税額の1/2の金額を申告・納付すれば足りますが、中間申告すべき税額が三〇万円以下の場合には、中間申告と納付の必要はありません。

＊課税期間は原則として一暦年（個人事業者）、一事業年度（法人）とされていますが、課税期間の短縮を選択する旨の届出書を提出した場合には、課税期間が三か月に短縮されます。

＊課税売上高に対する消費税額よりも課税仕入高に含まれる消費税額が多い場合又は確定申告による消費税額よりも中間申告による納付額が多い場合など、消費税額の控除不足額がある場合には、確定申告書を提出することにより還付されます。

2、輸入取引の場合

課税対象となる外国貨物を引き取ろうとする者は、その外国貨物を保税地域から引き取る時までに、その保税地域の所轄税関長に申告し、納付します。

なお、担保を提供し、納期限の延長を受けたい旨の申請書を所轄税関長に提出した場合には、三か月以内の納期限の延長が認められます。

◈届出等の手続は◈

事業者は、消費税法で定められている各種の届出等の要件に該当する事実が発生した場合には、納税地の所轄税務署長に対して、その旨を記載した届出書等を提出しなければなりません。

ここでは、できるだけ早めに提出していただく届出書等について説明します。

なお、届出書等の用紙は、

NTT お手持ちの電話機につなぐだけ
いろいろな使い方が楽しめます。
NTT静止画テレビ電話
販売価格55,200円他
NTT静止画テレビ電話 MiTeTe ミテテ
お問合せ・お申込みはお気軽にNTT奈良電報電話局 TEL(0742)23−0841

奈良はいま世界へ、未来へ、ホスピタリティーの新時代。
日本を代表する国際観光都市であり、21世紀のモデル都市"関西文化学術研究都市構想"の中にある奈良。
「奈良ロイヤルホテル」は、新しい時代に向って動き始めた古都奈良で、世界の人々をお迎えするにふさわしい、国際感覚と格調をもったホテルです。
●インターナショナルグレードの和・洋120の客室
●あらゆる集いに対応する、大・小11室の式典会場（最大2000名収容）
●総合結婚式場（神前・仏前式場、写真室、着付室、控室完備）
●味とくつろぎのレストラン&バーラウンジ/ロビーラウンジ・会員制バーラウンジ・イタリアンレストラン・日本料理
●ヘルシー&スポーツ　奈良ロイヤルスポーツクラブ/天然温泉プール・レディース&メンズサウナ・アスレチックジム等
●300台収容の大駐車場
古き都のおもてなし
奈良ロイヤルホテル
〒630 奈良市法華寺町254 TEL.0742-34-1131
ご予約・お問い合わせ 0742・34・1131

あなたの街の家具専門店
暮しに奉仕 森本家具
モリモト家具
●西大寺本店　奈良市二条町1−1−9　☎0742(33)7671(代)
●生駒店　生駒市谷田町1250　☎07437(4)2181(代)
●郡山店　郡山市丹後庄町角垣内　☎07435(6)2731(代)
●橿原店　橿原市四条町660−1　☎07442(2)4545(代)

最寄りの税務署の間税担当部門に用意してあります。

(1) 基準期間の課税売上高が三、〇〇〇万円を超えるとき

課税期間（個人事業者はその年、法人はその事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前事業年度）の課税売上高が三、〇〇〇万円を超える場合には、速やかに「**消費税課税事業者届出書**」を提出してください。

(2) 簡易課税制度を選択するとき

基準期間の課税売上高が五億円以下の課税事業者が、課税売上高のみから納付する消費税額を計算する方法（簡易課税制度）を選択しようとする場合には、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出してください。

なお、経過措置として平成元年四月一日の属する課税期間については、その課税期間の確定申告書の提出期限又は平成元年九月三〇日のいずれか早い日までに提出することにより、この制度の適用が受けられます。

(3) 課税事業者を選択するとき

基準期間の課税売上高が三、〇〇〇万円以下の事業者（免税事業者）が、課税事業者となることを選択する場合には、選択しようとする課税期間の初日の前日までに「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出してください。

なお、前記(2)と同様の経過措置があります。

(4) 課税期間の短縮を選択するとき

課税期間（個人事業者はその年、法人はその事業年度）を三か月に短縮することを選択する場合には、「**消費税課税期間特例選択届出書**」を提出してください。

なお、課税期間の短縮を選択した場合は、少なくとも2年間は継続して適用を受けなければなりません。

(5) 課税売上割合に準ずる割合の承認を受けるとき

課税仕入高に含まれる消費税額を個別対応方式により計算する場合で、「課税売上割合」に代えて「課税売上割合に準ずる割合」により計算することを希望する課税事業者は、その課税期間の末日までに、「**消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書**」二通を提出し、税務署長の承認を受けてください。

なお、平成元年四月一日の属する課税期間については、その課税期間の確定申告書の提出期限までの承認という経過措置があります。

(6) 輸出物品販売場の許可を受けるとき

輸出物品販売場の許可を受けた場合には、外国人旅行者等に販売する一定の土産品等について消費税が免除されますが、輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、事前に「**輸出物品販売場許可申請書**」二通を提出し、税務署長の許可を受けてください。

なお、物品税法の規定により輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、引き続き消費税法の規定による輸出物品販売場を経営しようとする場合には、「**輸出物品販売場継続経営届出書**」を平成元年三月三一日までに提出することにより許可を受けたものとみなされます。

⇔申告書、届出書等の提出先は⇔

納税義務者が申告、申請、請求、届出、納付等の行為を行うべき特定の地域を納税地といいます。

消費税の納税地は、原則として次のとおりとされていますので、申告書、届出書等は、納税地を所轄する税務署又は税関に提出してください。

（課税対象）　（納税義務者）　（納税地（提出先））

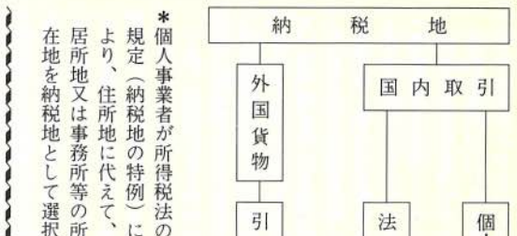

＊個人事業者が所得税法の規定（納税地の特例）により、住所地に代えて、居所地又は事務所等の所在地を納税地として選択した場合には、消費税についてもその選択した居所地又は事務所等の所在地が納税地になります。

詰碁問題

黒先コウ

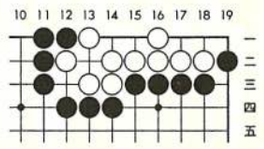

出題／第5期女流本因坊　小川　誠子

『ヒント』白生きているように見えますが…。手順によってコウになります。五分で初段。

（解答は11ページ）

詰将棋問題



出題／八段　高柳　敏夫

『ヒント』持ちゴマの金三枚を効率よく使う。十分で初段。

（解答は11ページ）

ASUKA TECHNICAL PROCESS CO., LTD.
企画・デザイン・版下・製版
確実な情報処理は、より正確なフィニッシュと製版技術によって生まれます。
飛鳥製版では最高の技術で情報処理活動に奉仕しています。
常に一歩先を見つめ
よりよい製品を目指しています。
●より正確な情報処理を追求する　飛鳥製版株式会社
奈良市北之庄西町1丁目6-16 〒630
PHONE:0742-61-1766代
FAX:0742-61-8492

青年部便り

1月定時総会開催
〝平成元年度新理事体制決まる〟

½奈良パークホテル「内平らかに、外成る、我々は一昨年十周年記念、昨年近畿ブロック大会主管または月々の朝市とビッグな行事をこなしてきたが、元年度は青年部の歴史を振返り相互啓発を行うと共に今まで斎積されたノウハウを整理し分析する一方で、外に向けては大きな目標を掲げ一丸体制で取り組みたい。」と次年度青年部々長紺谷氏が熱っぽく語った。

総会で承認された新理事予定者は次のとおり、部長には紺谷康朋（紺谷建工）、監事には小林僖男（日産火災奈良保険センター）、奥西正博（南都銀行）、副部長には、吉本博次（吉本造園）、岡井孝憲（岡井麻布商店）、理事には、岡本正一郎（岡本友芳軒）、松井正明（㈱東洋ハウスサービス）・丸川義幸（丸正電気工事㈱）・木村宣央（京成建築設計事務所）西俊治（万年堂洋菓子店）、以上十名。また規約の改訂が承認され新年度より呼称が部長→会長、副部長→副会長、直前部長→直前会長へとそれぞれ変更されることになった。

総会の冒頭で沢井部長は、コンベンションシティの建設、パソコン通信のネットワークづくり、朝市、奈良の火まつり等、奈良の商業地域活性化の担い手として青年部の役割は今後、ますます大なるものがあると挨拶した。お祝にかけつけた箸尾副会頭は、奈良の活性化に向け本格的始動、会議所青年部ここに有りと自他共に認める存在になってほしいと挨拶された。尚、青年部OB会もこの日会合が持たれ、新年度に向けての活動等話し合いがされた。

懇親会は、青年部・OB会合同でもたれた。この懇親会を最高潮に盛り上げる吉報が飛び込んで来た。全国商工会議所青年部連合会主催による会報紙コンクールで、我青年部発行の〝奈良太鼓〟が入選を果たしたというのだ。吉報をもたらしたのは、先ほどまで中央の役員会に出席していた商青連副会長の綿谷正之氏である。四十七の会報紙が出品され、その中でも、ユニークで斬新な紙面が評価されたとの事である。これは青年部、春から縁起がいいぞ、ガンバル青年部に皆々様のご支援、ご協力よろしくお願いいたします。



友好倶楽部便り

〔月例会開催報告〕

一月十日㈫正午より講師　奈良文化女子短期大学　名誉学長　足立浩氏をお招きし「新しい時代に生きる青少年に期待するもの」と題した講話を拝聴しました。

〔同好会だより〕

◎ゴルフ同好会

去る十二月十六日㈮第四回ゴルフコンペを加茂カントリークラブで開催いたしいたし一年間の練習の成果を披露しました。（写真）

入勝者は次の通りでした。

優勝　中江　武雄　氏
二位　秋永　敏　氏
三位　松田　憲二　氏

次回は三月下旬頃予定しています。

◎俳句同好会

まくなぎの声なき声を聞きをりぬ　佐川　太門
鴨浮寝一級河川陣取って　松尾　柊
柚子湯熱つ　艶めく顔となりにけり

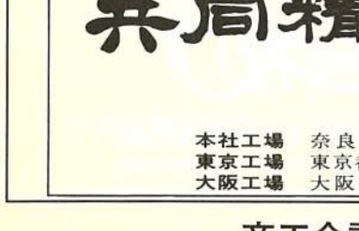

詩吟同好会の集い

◎詩吟同好会

沢井　鹿声

去る十二月二十三日㈯友好倶楽部和室にて社団法人日本詩吟学院星吟岳風会会長岩間先生を囲み吟道に賛同する有志の集いを開催

テーマ　これからの政界の情報と世界経済
講師　元毎日新聞論説副主幹　畑山　博　氏

◎講演会

とき　三月十四日㈫正午～
講師　言語評論家　神原　末一　氏

◎見学会

三月二十九日㈬

詳細については後日ご案内申し上げますので多数ご出席下さいます様お待ち申し上げます。

〔今後の行事予定ご案内〕

◎月例会

とき　二月十四日㈫正午～

多色美術印刷・書籍・新聞印刷・包装・帳票印刷
共同精版印刷株式會社
会長　近東弘七
社長　近東宏光
本社工場　奈良市三条大路2丁目2番6号　電話　0742－33－1221番
東京工場　東京都荒川区東日暮里5丁目6－4　電話　03－802－4741番
大阪工場　大阪市南区島之内1丁目12番3号　電話　06－271－7951番

求職者情報

問い合せ
奈良公共職業安定所
㉔5501
2月10日掲載分

性別	No.	職種	年令	経験	本人の希望 手取賃金（月収）	勤務時間（休日）	勤務地（通・住）	規模	住所	配偶者の有無	学歴・資格
男子	1	編集・出版	28	取材記者・編集	250,000	8:30～19:00	奈良県大阪府		生駒市	無	大卒（法学部）普通免許・英検2級
男子	2	プログラマー	29	コンピューター開発・営業	200,000	9:00～17:00	奈良県京都府		奈良市	無	高卒・普通免許
男子	3	販売	53	青果販売 30年	200,000	8:30～18:00	奈良市		奈良市	有	高卒・普通免許
男子	4	和食調理	52	調理 26年	250,000	10:00～22:00	奈良市		奈良市	有	中卒・調理師・普通免許
男子	5	電気技術者	59	ビル電気設備設計工事施工35年	250,000	9:00～17:30	奈良県大阪府		奈良市	有	旧中卒・建築設計士電気主任・普通免許
女子	6	臨床検査技師	31	臨床検査技師	150,000	9:00～16:30	奈良市		奈良市	有	短大卒（衛生技術科）生理検査・心電図・脳波検査可
女子	7	栄養士	23	病院栄養士2年	150,000	9:00～17:00	奈良市		奈良市	有	短大卒（家政学科）普通免許
女子	8	調理補助	45	調理補助 2年	100,000	9:00～17:00	奈良市		生駒市	有	中卒・調理師
女子	9	一般事務	51	人事・総務・保険事務 19年	120,000	9:00～17:00	奈良市		奈良市	有	高卒
女子	10	ミシン縫製工	55	肌着縫製 18年	100,000	9:00～17:00	奈良市		奈良市	有	中卒・原付免許

マルケイ資金融資

――＊小規模事業者の皆さまへ＊――

安心して借りられる“無担保・無保証人”の融資です。

▶最高450万円までご融資します。
（運転資金450万円、設備資金450万円）

▶金利年5.6%です。
国が行っている小規模企業施策のひとつですから、金利は低利です。

▶返済は運転資金3年以内、設備資金5年以内です。

▶お問い合わせ
当所中小企業相談所 ☎26―6222（代）

新会員

▽㈱伸栄・吉川正一・東九条町一四二四・宝石貴金属小売・㊶六四九八

▽㈲しののめ設計事務所・東雲学・秋篠早月町三―七・土木設計・㊱〇六〇八

▽学園前グリーンハウス・山路達朗・千代ヶ丘一―九―一八・不動産仲介・㊾二九九六

▽㈲ホシヤ洋服店・宮碕守雄・南半田西町二―二・紳士服学生服小売・㉒三五〇八

▽吉川忠建材・吉川忠一・宝来町一〇二〇番地の一・建材販売・㊹七二八一

消費税セミナー 三月四日開催

四月一日から実施される消費税の対応策、またこれからOA化を計画又、より有効活用を希望される企業、商店、個人の方々のために、次により、消費税セミナーが開催される。

日時 三月四日 十時・十三時三〇分の2回
場所 当所四階中ホール
（内容）
▼「消費税と今後の経営のあり方」講師・税理士鈴木和宏先生
▼「OA化社員教育」の実演と消費税のシステム対応。
（お問い合わせ）
あすか経営コンサルタント
☎〇七四二㉟一二五九

詰碁・詰将棋 解答

詰将棋の解答

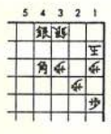

持駒 金金
一二三四五六

解説 ▲1一金と▲2一金は手づく り。続く▲2一金と▲1一金打ちも俗手だが、▲2二金のさばきから、▲2一角成りが好手順。結局は▲1一金が主軸になっている。

正解手順 ▲1一金△同玉▲2一金△1二玉▲1一金打ち△2三玉▲2二金△同玉▲2一角成り△2三玉▲1二馬まで十一手詰め。

詰碁の解答

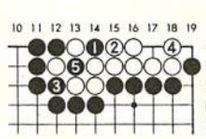

黒先コウ
一二三四五

黒1とほうり込む手がいい手です。以下5までがコウです。黒1で単に黒3は白4で生きです。よくでてくる手筋ですので、使って下さい。

会員募集中！

ユーザ協会の事業活動

◇電気通信サービスの向上と発展にユーザの意志を反映させます。
◇経営に役立つ最新の電気通信情報をわかりやすく解説してお届けします。
◇さまざまな電気通信サービスを企業活動に生かすためのシンポジウム、セミナー活動を行います。
◇ユーザ協会が企画する行事に参加できます。
◇テレホンカード、通信機器等NTT商品の割引販売等の特典があります。

・入会についてのお問い合わせは
奈良地区電信電話ユーザ協会 事務局
奈良市登大路町36－2 奈良商工会議所内 TEL（0742）26－6222

財団法人 日本電信電話ユーザ協会
奈良地区電信電話ユーザ協会

経営改善のお手伝い――マル経資金

＊経営雑感＊

競争の時代

いわゆる経済大国となったわが国は国内外にいろいろな問題を巻き起している。それらの中でも最も重要なものの一つに貿易不均衡の是正の問題がある。そしてこれは、単に輸出入関連産業のみに止どまらず、あらゆる産業のあり方にかかわるものとなっている。すなわち、関税の軽減や輸入割当枠の拡大または撤廃などは言うに及ばず、わが国の税制の改善、公的規制の緩和や流通機構の合理化などが強く求められている。これらのうち流通分野に絞って見ると、新聞は次のように報じている。

まず、対日貿易赤字にあえぐ米国は、日本市場への参入を妨げる非関税障壁として複雑な流通機構を槍玉に挙げ、それを温存・助長している大店法（正しくは大規模小売店舗法）への非難を強めている。またこれは日米貿易委員会のテーマの一つにもなっており、米側からの公的規制緩和の声が一層強まるのは確実だとされている。

次に、加盟国の経済情勢や政策を点検して、世界経済の健全な発展のため当該国への政策提言を行っているOECD（経済協力開発機構）は一九八八年対日年次経済審査報告書で次の点を指摘している。すなわち公的規制緩和の問題で、国鉄や電電公社の民営化などは評価しながらも、多くの分野ではなお問題は多いとしており、特に流通分野では、小売業者、卸売業者の数は共に多く、流通経路も長い、しかも小売マージンは国際水準に比べて高い、と厳しい見方を示し、「流通の合理化と大型小売店の増加が、外国製品輸入の拡大につながる」と提言している。

このような事態を直に、「外圧」と反撥することの賛否は兎も角、経済大国として自他共に認められるようになった以上、「世界の孤児」にならないためには、大国にふさわしい責任を果せるような体制、それも国際的に客認される体制をとることは、わが国の回避できない緊要な課題となっていることは否定できなかろう。

それにもう一つ。わが国の物価は、欧米のそれに比べて一・五倍ないし二倍、発展途上国のそれの数倍以上の高さで、経済大国の割には、極く一部の階層を除いて豊かさを感じることが出来ないということがある。例えば、円高といわれながら多くの輸入品の値段さえ少しも安くならず、輸入差益が何処となく消えてしまうようなところがある。これは海外から指摘される流通機構の複雑さにあり、その合理化＝簡素化を阻むのが公的規制（大店法もその一つ）であることが、消費者にも強く感じられてきている。こうした気運が、輸出重点から内需拡大へと経済政策の大転換によって拍車がかかってきたわけだ。

昭和六十年一月に発表された「奈良そごう」の進出計画とそれに伴った既存大型店の増床計画は地元に大きいインパクトを与え、ために強い反対もあったが、同六十二年八月それら計画がかなり大巾に認められたことは周知のとおりである。目下、「奈良そごう」は、秋の開店を目ざして建設中であり、加えて「ニチイ奈良店」が店舗の増改築に着手している。今後、他の大型店も続いてそれぞれ増床計画を実現していくだろう。そればかりではない、JR奈良駅周辺地域開発計画が日程に登っており、また近鉄西大寺駅周辺地域開発計画も発表されていることはこれまた周知のとおりである。

こう見てくると、これら一連の動きには経済それも世界経済進展の一環としての動き、大げさに言えば歴史のうねりを感ぜられる。そして、マクロ的には、古文化財を中心にした文化観光都市＝奈良市も、既に観光が限界にきた現在、当市発展の一つの方向を示すよう にも感じられる。しかし、ミクロ的には、その大小を問わず企業間の競争が激化することは想像に難くない。もともと大店法による大型店の出店抑制は、中小商店の保護政策として行なわれたものであるが、出店抑制によって既存大型店は改装や設備更新を怠っていても、なんとか商売をやっていける。また大手も無理な出店をしないですむというわけで、いわば既存大型店の保護政策の側面を持つに至っていた。したがって、この規制が緩和されると一挙に大型店は大型店同士の競争が激化するし、中小商店は中小商店同士の生き残りをかけた競争が激化する。大型店と中小商店の競争も勿論あるが、これはまともからでは勝負にならないが、多様化した需要を大型店のみで賄うことは到底出来ないので、そうした点をうまく把握し、経営を近代化合理化すれば、大半の中小商店は大型店との共存共栄は十分可能であろう。

くしくも当市の流通業界は、平成元年が競争激化の元年とでも言うべき時代に突入したといえよう。

井上誠逸 中小企業診断士

ユーザーの心を製品に生かす

明新印刷株式会社

本社 〒630 奈良市橋本町36 ☎0742(23)3131(代) FAX 0742(26)0093
大阪営業所 〒543 大阪市天王寺区上本町6-6-1 ☎06(771)4501・4996 FAX 06(773)0492

小さな力を 商工会議所で 大きな力に